車両系建設機械　作業開始前の点検

労働安全衛生規則 第170条＝その日の作業を始める前に、ブレーキとクラッチの機能を点検する（操作装置・作業装置・警報と灯火は取扱説明書の目安）

年月	年　月	機械	種類・機体質量・機体番号
現場		運転者	

日	点検者	ブレーキ	クラッチ	操作装置	作業装置	警報・灯火	異常の内容と補修（補修した時刻・した人）	作業の開始
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

車両系建設機械を使う日は、その日の作業を始める前に、ブレーキとクラッチの機能を点検します（労働安全衛生規則 第170条）。操作装置・作業装置・警報と灯火の欄は取扱説明書の始業点検に合わせた目安です。異常を認めたときは、直ちに補修します（第171条）。クラッチの無い機種は「—」と書きます。結果は「良」か「異常」を書きます。使わない日は空欄のままにします。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/sharyokei-kensetsu-kikai-tenkenhyo-template/

車両系建設機械　月例の自主検査記録

労働安全衛生規則 第168条（1か月以内ごとに1回）・第169条（結果を記録して3年間保存）

機械	種類・機体質量	**機体番号**	
検査年月日	年　月　日	**検査をした人**	
特定自主検査	前回の年月・検査した人か検査業者	**立会い**	
結果の数			

検査する事項（号の順）と結果

結果＝良／要補修／対象外。要補修が1つでもあれば、補修してから使う

号	検査する事項（見るところの例）	検査方法	結果	異常の内容	補修の内容と補修した日
一	ブレーキ、クラッチ、操作装置及び作業装置の異常の有無 走行・旋回のブレーキの効き。操作レバーが中立に戻るか。ブーム・アーム・バケットの動きとピンのがた				
二	ワイヤロープ及びチェーンの損傷の有無 クレーン機能のフックのワイヤロープ・つりチェーンの傷み。付いていなければ対象外				
三	バケット、ジッパー等の損傷の有無 バケットの爪の減り・割れ・取付けのボルトのゆるみ。アタッチメントの損傷				
四	特定解体用機械にあっては、逆止め弁、警報装置等の異常の有無 第171条の4の特定解体用機械だけ（それ以外は対象外）				

補修の内容	
記録の保存	3年間保存（労働安全衛生規則 第169条）

1か月以内ごとに1回、ブレーキ・クラッチ・操作装置・作業装置、ワイヤロープとチェーン、バケットやジッパーなどを自主検査します（労働安全衛生規則 第168条）。結果は記録して3年間保存します（第169条）。このほかに1年以内ごとに1回、資格のある人か検査業者が行う特定自主検査があります（第167条・第169条の2）。